

女川原発差し止め認めず

避難計画実効性判断せず

仙台地裁

東北電力女川原発（宮城県女川町、石巻市）の重大事故時の避難計画に不備があるとして、石巻市民十七人が東北電に2号機の再稼働差し止めを求めた訴訟の判決で、仙台地裁は二十四日、請求を棄却した。斉藤充洋裁判長は原告側が事故の危険性を具体的に立証し

ておらず、請求の前提を欠くとの立場に立ち「差し止めは認められない」と判断した。避難計画の実効性の判断には踏み込まず、事実上の門前払いの判決となった。●関連⑨面

機再稼働を計画通り目指すとした。稼働すれば東日本大震災後、被災地で初となる。原告側は控訴する方針。原告側は、宮城県が関与して石巻市が作成した避難計画について、道路は避難者の車で渋滞が発生し原発三十キ圏内に長時間とどめられ、放射線被ばくの高リスクを負うと主張。放射性物質に汚染されていないかどうか調べる検査場所も、交通渋滞で宮城県や東北電の要員が到達できず、開設できないと訴えていた。

しかし、斉藤裁判長は「運転再開によって放射性物質を異常に放出する事故が起きる危険を、原告側は立証していない」と指摘。仮に避難計画に不備がある場合でも「人格権侵害の具体的危険があると認められない」とし、実効性に関する争点は「判断するまでもない」と結論づけた。原発運転差し止め訴訟では、原告側が活断層や火山活動によって危険性があると訴えるケースが多いが、今回の原告側は、避難計画の不備の立証に焦点を絞っていた。

東北電側は、事故の危険性を原告側が立証しておらず、避難計画についても国の原子力防災会議で合理性が認められていると反論していた。

女川原発は一一年三月の東日本大震災で被災し、全三基が停止した。2号機は二〇年二月、再稼働の前提となる原子力規制委員会の審査に合格。県と地元二市町の議会と首長が再稼働に同意した。

判決概要

差し止め請求を認めるかどうかを判断するに当たり、東北電力女川原発2号機の運転再開によって当然に放射性物質を異常に放出する事故が起きる具体的な危険の存在を前提にはできない

原告らは危険について具体的な主張、立証をしておらず、運転再開による危険を認めるに足りる証拠がない

避難計画に不備があることのみをもって、直ちに原告らに人格権侵害の具体的な危険があるとは認められない

避難計画の実効性に関する個別の争点は判断するまでもなく、差し止めは認められない

「運転再開によって放射性物質を異常に放出する事故が起きる危険を、原告側は立証していない」と指摘。仮に避難計画に不備がある場合でも「人格権侵害の具体的危険があると認められない」とし、実効性に関する争点は「判断するまでもない」と結論づけた。原発運転差し止め訴訟では、原告側が活断層や火山活動によって危険性があると訴えるケースが多いが、今回の原告側は、避難計画の不備の立証に焦点を絞っていた。